



富田林市公告第44号

富田林斎場・富田林霊園大規模改修における PPP/PFI 等導入可能性調査の受注者候補をプロポーザル方式にて選定するので、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

富田林市長 吉村善美



1 業務概要

- (1) 業務名 富田林斎場・富田林霊園大規模改修における PPP/PFI 等導入可能性調査（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 本業務仕様書のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月6日まで
- (4) 提案限度額 17,000,000円（消費税、及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和7年4月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当していること。

- (1) 公告日の属する年度の富田林市入札等参加資格者名簿において、「測量・建設コンサルタント等業務」または「物品・管理等業務委託」部門に登載されていること。
- (2) 富田林市入札等参加停止要綱（令和2年要綱第7号）に基づく参加停止の措置を受けていないこと。また同要綱第3条及び同要綱別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (3) 平成27年度以降において、地方公共団体が発注する官民連携手法の導入可能性調査業務の元請け実績を有すること。
- (4) 本業務を履行するにあたり、担当者として自らの組織と雇用関係にあるものを1名配置できること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続決定を受けている場合を除く。）
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（再決定を受けている場合を除く。）

- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条もしくは第 133 条の規定による破産の申し立て
- ④ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- (7) 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。
- (8) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- (9) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成 23 年富田林市要綱第 85 号）第 3 条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。

3 選定手順

受注候補者の選定は、本業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(1) 参加資格確認

上記の参加資格を満たしているかを、参加表明書、会社概要書等により確認する。

(2) 審査（書類審査・プレゼンテーション等）

各提案事業者から提出のあった企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に応じて、当該プレゼンテーション及び企画提案書等の内容を採点し、上位の者から順に受注候補者 1 者、次点受注候補者 1 者を選定する。

4 手続等

(1) 事務局

富田林市 市民人権部 環境衛生課

住所 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1 番 1 号

電話番号 0721-25-1000（内線 143）

電子メールアドレス eisei@city.tondabayashi.lg.jp

市ウェブサイト

URL <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/17/124663.html>

(2) 募集要領等の交付

- ① 交付期間 令和 7 年 4 月 16 日（水）午前 9 時から 5 月 9 日（金）午後 5 時 30 分まで

- ② 交付方法 市ウェブサイトで交付

(3) 参加表明書等の提出

- ① 提出期限 令和 7 年 4 月 16 日（水）午前 9 時から 5 月 9 日（金）午後 5 時 30 分まで

- ② 提出方法 事務局あてに電子メールで送付

(4) 企画提案書等の提出

① 提出期限 令和7年5月12日(月)午前9時から5月21日(水)午後5時30分まで(郵送の場合必着)

② 提出場所

(持参の場合) 富田林市役所 4階 環境衛生課

住所 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

土日祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

(郵送の場合) 富田林市役所 市民人権部 環境衛生課

住所 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

③ 提出方法 持参、又は郵送(簡易書留郵便に限る)併せて電子メール

(5) 審査(書類審査・プレゼンテーション)

令和7年5月26日(月)※別途通知

5 その他

(1) 費用負担

本企画提案に係る諸経費等は、提案者事業者の負担とする。

(2) その他留意事項

①原則として、提出された書類等は返却しない。

②提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。

③提出された書類は、審査目的外の使用はしない。

④提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。

⑤提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。

⑥参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

⑦本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

⑧審査結果に対する異議は一切認めない。

以上